

教私第1897号
令和3年8月18日

各私立学校設置者 様
各私立小・中・高・中等教育学校長 様
各私立幼稚園長 様
各私立専修学校（高等課程）・各種学校（外国人学校）校長 様

大阪府教育庁私学課長

私立学校園における今後の教育活動について（通知）

令和3年8月17日、政府において新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）に基づく「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」が変更され、大阪府は、緊急事態宣言措置を実施すべき期間について令和3年9月12日まで延長することとされました。これを受け、本日8月18日、第57回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議を開催し、府立学校における今後の教育活動について、別添資料のとおり決定いたしました。

つきましては、私立学校園におきましても、2学期のスタートを迎えるにあたり、全ての場面において改めて感染症対策を徹底いただくとともに、下記要請内容についてご協力いただきますようお願いいたします。なお、下線部が令和3年7月30日付け教私第1821号から加筆、変更した内容です。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、必要に応じて変更が生じる場合があります。引き続き状況の変化及び提供できる情報が入り次第お知らせします。

記

1 期間

令和3年8月20日（金）から令和3年9月12日（日）まで

2 要請内容

○修学旅行等、泊や府県間の移動を伴う行事について（9月1日出発分から適用）

- ・ 原則延期する
- ・ 延期が困難な場合は、感染防止策を徹底したうえで以下の条件を満たした場合にのみ実施する
 - ・ 旅行（移動）先の都道府県が大阪からの受け入れを拒否していない
 - ・ 事前に滞在先（宿泊）の保健所と調整を行い、児童生徒・教職員が陽性となった場合でも、現地での受入体制が整っている
 - ・ 参加する児童生徒、引率する教職員に、事前にPCR検査を実施

【府委託業者によるPCR検査を実施する場合】

- ・検査の対象
令和3年9月1日（水）から令和3年9月12日（日）までに出発する私立小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専修学校（高等課程）、外国人学校（小中高に相当する課程に限る）の児童生徒及び引率教職員
- ・提出期日 出発予定日の18日前まで
※上記期限を過ぎた場合は、個別にお問い合わせください
- ・別添の「大阪府によるPCR検査（業者委託）の実施方法について」を参照してください。
なお、各学校のご負担で独自にPCR検査を実施していただいても構いません。
- ・大阪府によるPCR検査で「陽性」と確認された児童生徒、教職員が出た場合、民間業者によるPCR検査のため、新型コロナウイルス感染症に罹患していると確定したわけではありませんので、医療機関での再検査、疫学調査（濃厚接触者の確認）等は、各学校と、市町村の衛生主管部局、担当保健所等で相談の上、実施してください。
- ・学校は保護者に対して、PCR検査を実施する目的について説明を行うとともに、検査結果を学校が集約することを伝えておいてください。
- ・PCR検査の実施により、陽性と判定された児童生徒に対して、十分なケアを行ってください。

○部活動について

- ・感染リスクの高い活動は原則実施しない
 - ・部活動前後での生徒どうしによる飲食を控えるとともに、更衣時に身体的距離を確保するよう指導
 - ・発熱や風邪症状がある場合は活動への参加を見合わせるよう改めて指導を徹底
 - ・府内外を問わず、合宿や他校との練習試合（合同練習を含む）は実施しない
- ※部活動においてクラスターが発生しています。別添の府対策本部会議資料「第5波における大学・学校関連クラスターの内訳」をご参照ください

○学校行事（文化祭・体育祭）について

- ・感染リスクの高い活動（飲食物の提供、騎馬戦等）は実施しない

○授業について

- ・分散登校や短縮授業は行わず、通常形態（1教室40人まで）を継続する
- ・ただし、感染リスクの高い活動は実施しない

【制限する教育活動等】

- ・長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等を行わない。
例）*音楽：室内で児童生徒等が近距離で行う合唱
*体育：児童生徒が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動
*家庭：児童生徒等同士が近距離で活動する調理実習

【参考】「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（令和3年度版）」（市町村立学校園版）

- ・感染拡大により不安を感じて登校しない児童生徒等については、オンライン等を活用して十分な学習支援を行う

○2学期に向けた対策（デルタ株の感染力を踏まえ、改めて感染防止対策を徹底）

- ・授業再開に伴う感染拡大の防止
 - ・2学期開始までにマニュアルについて再度教職員に徹底
 - ・児童生徒への指導の徹底（毎日の健康観察の実施、体調不良の場合は登校を控える、学校と自宅の往復以外は控える等）
 - ・基本的な感染症対策の徹底（手洗い、咳エチケット、マスクの着用（体育除く）、換気等）

- ・感染リスクの高い活動の中止（長時間、密集又は近距離で対面形式となる活動等）など
- ・感染拡大により臨時休業となった場合に備え、速やかにオンラインを活用した学びの保障や健康観察、心身のケアを行えるよう、あらかじめ各校において準備を進める
＜オンラインを活用した学びの保障等の実施に向けた準備内容の主なもの＞
 - ・オンライン活用の施行の実施及び点検
 - ・Wi-Fi ルーター、パソコン等の貸出を要する対象生徒の確認
 - ・オンラインで活用する各種教材等に関する事前準備 など

【添付資料】

- ・府立学校における今後の教育活動について
(第 57 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料)
- ・第 5 波における大学・学校関連クラスターの内訳
(第 57 回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議資料)
- ・府立学校における緊急事態宣言下の教育活動等について（鑑・別紙・別添）
(令和 3 年 8 月 18 日付け教育振興室長通知)
- ・新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う市町村立学校園の対応について
(令和 3 年 8 月 18 日付け大阪府教育委員会教育長通知)
- ・【別紙】大阪府による PCR 検査（業者委託）の実施の方法について
- ・様式 1（府教育庁あて）
- ・PCR 検査についての FAQ
- ・様式 2（業者提出用）
- ・業者マニュアル

(お問い合わせ先)

大阪府教育庁私学課

小中高振興グループ

山本、浅野（06-6941-0351 内線 4835）

【PCR 検査に関すること】

藤原、井上（06-6210-9274（直通））

幼稚園振興グループ

成相、菅（06-6941-0351 内線 4816）

専各振興グループ

江藤、大東（06-6941-0351 内線 4862）

【PCR 検査に関すること】

江藤、児玉（06-6210-9272（直通））